第１条（目的）

１．本約款は、乙が甲に対して提供する NETBegin BB パック Select モバイルメニューサービスに関する条件（以下、本条項といいます）を定めるものとします。

２．甲および乙は、両者の合意に基づき公正な契約を締結し、信義に則り誠実に履行するものとします。

第２条（本規約の変更）

乙は、本約款を必要に応じて変更することがあります。本約款を変更した場合、乙は Web サイト（https://www.ricoh.co.jp/solutions/category/it/terms.html）に掲載するなど、乙所定の方法で乙に通知するものとします。本約款の変更は、当該通知の時点で効力が生じるものとし、それ以前の約款はその時点で効力を失うものとします。

第３条（用語の定義）

本サービス条項において、下記の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　語　の　意　味
電気通信事業者	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社（以下、「ＮＴＴ」といいます。）、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「ＩＩＪ」といいます。）、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）および乙が別途許諾指定した事業者をいいます。
電気通信設備	電気通信を行うための機器、器具、線路その他の電気的設備をいいます。
移動無線機器	電気通信事業者が提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供する為の移動端末機器をいいます。
ＳＩＭカード	本サービスを利用した通信を行うために必要なものであって契約者情報を記憶させることができる IC カードをいいます。

第４条（本サービス）

１．乙は、移動無線機器を利用したインターネット接続サービス（以下、本サービス）を提供するものとします。

２．本サービスの詳細は、別紙に定めるとおりとします。

第５条（本サービスの契約成立）

１．甲は、本サービスの提供を希望する場合、本規約の内容をあらかじめ確認し、同意の上、申込書に必要事項を記入し乙に提出するものとします。

２．乙は甲の利用申込を承諾した場合、速やかに乙所定の方法により甲にその旨の通知を行うものとし、当該承諾の通知が発信されたときに、甲乙間において本サービス契約が成立するものとします。

３．乙は、本サービス契約の成立から30日の間に次の事項に定める場合があると判断した場合には、甲に通知することにより直ちに本サービス契約を解除することができるものとします。

（1）別紙に定める本サービスの利用申込み条件が満たされていない場合。

（2）甲が、利用申込みにかかる契約上の義務を怠った場合、またはそのおそれが明らかである場合。

（3）甲が、申込に際して虚偽の事実を報告した場合。

（4）甲が、本サービス料金の支払いを怠るおそれがある場合。

（5）　甲について、第 32 条(反社会的勢力との関係排除等)に違反する事実が判明した場合、またはそのおそれが明らかである場合。

（6）その他、乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合。

第６条（サービスの提供開始）

１．本サービスは、申込時に甲が乙に通知する本サービス開始希望日より提供を開始するものとし、甲からの解約の届出が無い場合、契約期間は毎月自動継続されるものとします。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は、提供開始可能日が遅れる場合があるものとします。

（１） 申込内容および提出内容に不備（記入漏れ等）があった場合。

（２） ドメイン機関による登録の手続きが遅れた場合。

（３） 電気通信事業者による回線工事が遅れた場合。

第７条（本サービスの解約）

１．甲は、本サービス契約を解約するときは、解約日の１ヶ月前までに乙が指定する方法によりその旨を通知するものとします。

２．別紙１に記載するモバイルメニューサービスのうち、「モバイルネットＬＴＥ－Ｓ（７ＧＢ）」、「モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２（７ＧＢ）」のメニューを選択した場合、当該サービス開始日から 24 か月を経過した時点で自動解約されるものとします。

３．甲は前条のサービス開始日から 24 か月を経過する前に解約を希望するときは、乙に対して、乙が別紙１に定める解約金を一括で支払うものとします。

第 8 条（本サービス実施前キャンセル）

本サービスの実施前に本サービスのキャンセルはできないものとします。ただし、事由により甲の本サービスの初期料金に相当する額の違約金および別紙１に定める解約金を支払うことにより、キャンセルできるものとします。

第 9 条（料金等）

１．本料金等のうち初期費用が設定されている場合、甲は、本サービス開始日にて当該初期費用が発生します。なお、当該初期費用について、乙は、本契約またはサービスの解約時といえども甲に返金する義務は負わないものとします。
２．本サービスの月額費用の支払義務は、本サービス開始日の翌月から解約該当月まで発生します。なお、当該解約該当月の月額費用は日割計算を行なわないものとし、月額費用全額の支払義務が発生するものとします。
３．前２項の定めにかかわらず、甲が定額プランを申込んだ場合、初期費用は発生しないものとし、本サービス開始日の属する月（以下「サービス開始月」といいます）より月額費用が発生するものとします。この場合、サービス開始月の月額費用は、日割計算を行なわないものとし、月額費用全額の支払義務が発生するものとします。
４．理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。

第 10 条（本サービス提供地域および言語）

１．本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。
２．本サービスは、日本語にて提供されるものとします。

第 11 条（関連会社等の代行）

乙は、本サービス契約より生ずる乙の義務について、関連会社等に代行させることができるものとします。この場合、乙は、乙の責任と負担において、関連会社等に対して、十分な指導および管理を行うものとします。

第 12 条（本サービスの追加・変更）

甲は、本サービスの追加および変更を希望する場合は、その旨を乙に通知し、別途乙が指定する手続に基づいてサービスの追加および変更の依頼を行うものとします。なお、追加および変更された本サービスに関する契約については、第４条の規定が適用されるものとします

第 13 条（乙による本サービス契約の解除）

１．乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしにただちに本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。
　（1） 本規約に定める債務を履行せず、その他本規約に違反し、相当の期間を定めた催告にかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合。
　（2） 差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、あるいは滞納処分により財産の差押を受けた場合。
　（3） 振出、裏書もしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。
　（4） 発生させた電子記録債権が支払不能となった場合、または電子記録債権取扱金融機関より取引停止処分を受けた場合。
　（5） 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始を申立てられた場合。
　（6） 定款違反、合併、総会の決議等による解散事由に該当した場合
　（7）資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
　（8）監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合。
　（9）重大な背信行為があった場合。
　（10）第５条第３項に該当する事由がある場合
　（11）その他本サービス契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。
２．甲は、前項第２号から第８号までのいずれかに該当した場合、ただちに乙に対してその旨を通知するものとします。
３．甲は、本条第１項各号のいずれかに該当した場合、乙による契約解除の有無にかかわらず、本サービス契約に基づき甲に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、ただちに弁済するものとします。
４．乙は、第１項の規定に基づき本サービス契約を解除した場合であっても、甲に対して損害賠償を請求することができるものとします。
５．乙は、契約開始日から検収日の間に、乙による合理的な対応をしたにもかかわらず、検収できないことが判明した場合、本サービス契約を解除できるものとします。

第 14 条（本サービスの仕様変更）
1．乙は、営業上、技術上その他の理由により、本サービスの仕様の全部または一部を変更することができるものとします。
2．乙は、甲への事前の通知および承諾を得ることなく、本規約の全部または一部を変更することができるものとします。本規約の全部または一部が変更された場合、変更後の本規約が本サービス契約すべてに適用されるものとします。
3．乙は本規約の内容を変更した場合、ホームページ上または乙が適当と判断する方法にて公表するものとします。

第 15 条（本サービスの廃止）
1．乙は、乙の営業上、技術上その他の理由により、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
2．前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、乙所定の方法によってサービスの廃止日の2ヶ月前までに甲に対してその旨を通知するものとします。
3．本サービスの一部を廃止した場合は、その限度で本サービス契約は終了し、全部を終了した場合は、本サービスの全てが終了するものとします。
4．乙は、本条に基づき本サービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第 16 条（本サービスの中止）
1．乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2．乙は、本サービスの全部または一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを中止することができるものとします。
3．乙は、本条に基づき本サービスの提供を中止した場合に、甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第 17 条（本サービスの停止）
1．乙は、甲が以下各号のいずれかに該当した場合、甲に通知することなく、直ちに本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
（1）本サービスの申込、およびその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合
（2）乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行う、または同様の問合せを繰り返し行うことにより乙の業務に支障をきたした場合
（3）乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝または脅迫などに当たる行為を行った場合
（4）本規約に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合
（5）明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
（6）その他乙が不適切であると判断する作為または不作為による行為を行った場合
2．乙は、以下各号一にでも該当する場合、甲に対して事前に通知することによって、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
（1）本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンスまたは工事を実施する必要がある場合
（2）乙が本サービスの運用の全部または一部を停止することが望ましいと判断した場合
3．乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に甲が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。
4．乙は、甲の管理する情報等が、本条第1項各号のいずれかに該当する場合は、甲に対し何らの通知なく、蓄積している情報を削除する場合があります。

第 18 条（納入）
1．乙は本サービスの実施後、速やかにその旨を甲に通知するものとします。なお、乙は、本サービスの結果として成果物がある場合には、本サービスの実施とあわせて納入するものとします。
2．乙は、乙による本サービスの実施または成果物の納入に際して甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、速やかにこれに応じるものとします。

第 19 条（検査）
1．甲は、前条に基づき乙より本サービスの実施通知を受領し、成果物の納入（以下総称して、本項において納入といいます。）を受けた後、速やかにこれを検査し、その検査結果を乙に通知するものとします。
2．甲の検査合格の通知をもって、乙の甲に対する本サービスの検査は完了したものとします。

第 20 条（成果物の危険負担）
本サービスの結果として成果物がある場合、甲は、成果物の納入後における成果物の滅失・毀損・変質その他一切の損害は、乙の責に帰すべきものを除き、負担するものとします。

第 21 条（瑕疵担保）

1．甲は、本サービスの完了後6カ月以内に本サービス実施結果または成果物の瑕疵を発見したときは、直ちに乙に通知し、乙は無償で修補するものとします。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、修補に過分の費用を要すると乙が判断した場合は、対応処置について、甲乙協議の上、別途決定するものとします。

2．前項の期間経過後に発見された瑕疵については、甲は、当該瑕疵の修補を有償にて乙に依頼することができるものとします。

第 22 条（支払い方法）

1．甲は、料金等を、乙所定の支払い方法に従って乙に支払うものとします。

2．料金等のうち一括費用および初期費用が設定されている場合、甲は、当該費用を、検収日の属する月の末日までに乙所定の支払い方法に従って、乙に支払うものとします。

3．料金等のうち月額費用が設定されている場合、甲は、月額費用を、検収日の属する月の翌月から契約終了日の属する月の翌月まで毎月乙所定の支払い方法に従って、乙に支払うものとします。なお、第6条により、甲が本サービスの解除を申し出た場合、甲の当該月額費用の支払義務は、解除該当月まで発生するものとします。

4．前項の規定の他、本サービスでの訪問先が、乙または関連会社等の所在する場所より片道50km以上の距離で、かつ片道2時間以上かかる地区、および沖縄本島を除く周辺島部である場合、甲は、その都度乙の請求に基づき別途追加料金を負担するものとします。

5．理由の如何を問わず本サービス契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。

第 23 条（消費税）

前条の本サービスの料金等にかかる消費税については、消費税法に基づき支払うものとします。尚、税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に甲が乙に支払う対価より変更された消費税を適用するものとします。

第 24 条（支払遅滞）

甲は、本サービスの料金等または本サービス契約に定める費用の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から完済の日まで支払うべき金額に対して年 14.6％の割合の遅延損害金を乙に支払うものとします。）

第 25 条（氏名等の変更）

甲は、その会社名、商号、または住所等に変更があったときは、速やかに乙が指定する方法によりその旨を乙に通知するものとします。

第 26 条 （データ等の責任）

1．甲は、本サービスの実施にあたり、データ等について、自己の責任と費用負担において自ら修復可能なように当該機器のバックアップ等適切な処置を講ずるものとします。

2．乙が、本サービスの実施にあたり甲のデータ等が、滅失、毀損、漏洩した場合といえども、その結果発生する直接あるいは間接の損害について乙は、いかなる責任も負わないものとします。

第 27 条（甲の協力）

1．甲は、ID 等を自己の責任において管理するものとします。

2．甲は、ID 等を漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により乙または第三者に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の責任を負うものとします。

3．甲は、乙の本サービスの実施にあたり、乙より要請があった資料等を速やかに提示するものとし、当該資料等に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。

4．甲は、乙の本サービスの実施にあたり、甲の事業所内に立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立ち入りを許可すると共に、本サービスの実施に必要となる適切な広さの作業場所を乙に提供するものとします。この場合、乙は、当該事業所の定める安全衛生基準等の諸規則を遵守するものとします。

5．甲は、乙が本サービスを実施する上で甲の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。

6．甲は、乙の本サービスの実施にあたり必要となる場合、必要機器および甲の保有するコンピューター等の設備を提供するものとします。この場合、乙は、当該設備の使用規則を遵守するものとします。

7．甲は、対象機器の設置場所の移動、取り外しをするときは、事前に乙に通知するものとし、乙は、甲の費用負担において対象機器の移動に乙または関連会社等の従業員を立ち会わせるものとします。

8．甲は、乙または関連会社等の従業員が本サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による対象機器の停止、または甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。

9．　甲は、対象機器の設置場所の環境等について、対象機器メーカー指定の状態に維持および管理するとともに、当該メーカー所定の使用方法に従って対象機器を使用するものとします。

第 28 条（免責規定）

1．甲が本サービスの利用に起因して損害(情報等が破損もしくは減失したことによる損害、または甲が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない)を負うことがあっても、乙はその原因の如何を問わず、一切の賠償責任を負わないものとします。ただし、乙の故意または重大な過失があった場合は本項の規定を適用しません。

2．甲は、乙により本サービスが提供されたといえども、甲の情報に関する情報漏洩およびセキュリティの安全性および完全性を保証されるものではないことを承諾するものとします。

3．乙は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律」第 3 条(損害賠償責任の制限)に基づく要件が充足された場合には、賠償責任を負わないものとします。

4．甲は、甲が本サービスを利用することにより入手し得る情報等の正確性および有用性を含め、いかなる保証もなされるものではないことを承諾するものとします。

第 29 条（適用除外）

1．乙は、本サービスの提供により、甲の保有するデータの保管、ならびにセキュリティの安全性および完全性を保証するものではありません。

2．前項の規定の他、以下の各号に該当する場合は、本サービスの適用外となります。

（1） 万一不測の事態に備えた、提供機器等およびその他、本ネットワークに接続される機器に蓄積されたデータ等のバックアップ等。

（2） 天災地変、その他の不測の事故、または甲の故意もしくは過失により、保守が必要となった場合。

（3） 他社プロバイダーが提供するインターネット接続環境を用いて本サービスを利用する場合であって、当該環境に起因する障害およびその復旧。

（4） 複数セグメントにより構成されるネットワークの環境に対する保守。

（5） 甲が使用する乙の提供ソフトウエア以外のソフトウエアおよび本ネットワーク以外のネットワーク環境に起因する保守。

（6） 乙の責に因らずして甲のデータが毀損または滅失した場合。

（7） 前各号の他、本サービス条項に定める各条の規定に違反したとき。

第 30 条（第三者の権利侵害）

本サービスの実施に関し、甲と第三者との間に当該第三者の権利侵害に関する紛争が生じた場合には、乙は一切の責任を負わないものとします。

第 31 条（秘密保持）

1． 受領当事者は、秘密情報につき秘密を保持し、開示当事者の事前の書面による承諾を得ずに、これを第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報の定義から除外します。

（1）開示の際、すでに公知となっていた情報。

（2）開示後、受領当事者の責めによらずに公知となった情報。

（3）開示時に、既に受領当事者が所有していた情報。

（4）開示後、受領当事者が秘密情報に触れることなく独自に開発した情報。

（5）開示後、受領当事者が第三者より秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報。

2． 前項の規定にかかわらず、受領当事者は、裁判所や行政機関の命令等法律に基づき秘密情報を開示する必要のある場合には、秘密情報を開示できるものとします。この場合、受領当事者は開示当事者に対して、その旨を書面で事前に通知するとともに、開示の範囲を最小限にするよう努めるものとします。

3． 受領当事者は、本サービス契約終了後、開示当事者の指示に従い、速やかに秘密情報を返還または廃棄するものとします。

第 32 条（反社会的勢力との関係排除等）

1．甲および乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます。）もしくは業務従事者または本サービス契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。

（1）反社会的勢力であること。

（2）反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること。

（3）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（4）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

（5）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること。

（6）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2．甲および乙は、本サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。

3．甲および乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。

（1）反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと。

（2）自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと。

① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること。
② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
③ 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。
④ 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。

4．甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、甲または乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第 33 条（損害賠償責任）

1．甲は、本サービス契約に関連し、乙の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、乙に対して、損害賠償を請求することができます。この場合、乙が甲に支払う損害賠償額は、料金等を限度とします。
2．甲が本サービス契約に違反する等甲の責に帰すべき事由により、乙に損害を与える事態となった場合、乙は、甲に対し損害賠償を請求できるものとします。

第 34 条（権利義務の譲渡等）

甲は、本サービス契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。ただし、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第 35 条（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法に準拠するものとします。

第 36 条（協　議）

甲および乙は、本サービス契約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

第 37 条（管轄裁判所）

甲は、本サービス契約に付随して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙１

１．モバイルメニューサービスの種類

（１）モバイルメニューサービスの範囲

① モバイルメニューサービスは、移動無線機器を利用したインターネット接続サービスの提供を行うものです。

② 甲はモバイルメニューサービスの利用にあたっては、以下電気通信事業者が定める規約の内容についても同意するものとします。乙は、甲が当該規約への同意を条件として、モバイルメニューサービスを提供するものとします。

電気通信事業者	規約
ＩＩＪ	IIJ インターネットサービス契約約款 ・一般規程 ・個別規程 IIJ モバイルサービス/タイプＤ
ソフトバンク	３Ｇ通信サービス契約約款
	４Ｇ通信サービス契約約款
	５Ｇ通信サービス契約約款

③ 本サービス条項の内容と前項の規約の内容が相違した場合は、本サービス条項の内容が優先されるものとします。

④ インターネット接続に関する条件は別紙３に定めるものとします。

（２）サービス受付および提供時間

電話によるサービスの受付および提供時間は以下のとおりです。

サービス提供形態	受付時間	提供時間
電話	9:00-21:00（年中無休）	9:00-21:00（※１）

（※１）日曜日、祝祭日、その他乙の指定日は除きます。当該除外日においては、受付のみの対応となります。なお乙の事情により、サービス提供が出来ない場合があります。

（３）解約金

サービス開始日から２４ヶ月を経過する前に解約する場合の解約金は以下のとおりです。

メニュー名	解約金
モバイルネット３Ｇ－Ｄ モバイルネット３Ｇ－Ｄ（２ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ モバイルネットＬＴＥ－Ｄ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ２（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ３（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ４（１０ＧＢ）	９，５００円 （※１）
モバイルネットＬＴＥ－Ｓ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２Ｂ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ３（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ４（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ２（５０ＧＢ）	２０，０００円

（※１）アップグレードメニュー申込の場合、サービス開始日から１２ヶ月経過していれば解約金は免除となります。

２．モバイルメニューサービスにおけるメニュー構成

（１）甲の選択に応じて以下の標準メニュー、アップグレードメニューのいずれかを提供します。各メニューで提供される機能は、下表の通りとなります。

①標準メニュー

メニュー名	提供機能※１
モバイルネット３Ｇ－Ｄ モバイルネット３Ｇ－Ｄ（２ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ モバイルネットＬＴＥ－Ｄ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ２（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ３（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ４（１０ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２Ｂ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ３（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ４（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ２（５０ＧＢ）	・移動無線機器のレンタル ・インターネット接続 ・移動無線機器のハードウェア保守 ・ヘルプデスク

※１．上表のうち、移動無線機器のレンタル、インターネット接続、移動無線機器のハードウェア保守、ヘルプデスクは全てパッケージで提供され、機能毎の取捨選択はできないものとします。

②アップグレードメニュー

アップグレードメニューとは、甲が既に契約している標準メニューがサービス開始日から１２ヶ月を経過している場合に限り、その解約を前提とした新規申込み時に利用する別途、有償提供されるメニューをいいます。

メニュー名	提供機能※１	解約対象の標準メニュー
モバイルネット ＬＴＥ－Ｄ４ （１０ＧＢ）（ＵＰ）	モバイルネット ＬＴＥ－Ｄ４ （１０ＧＢ）と同じ。	モバイルネット３Ｇ－Ｄ モバイルネット３Ｇ－Ｄ（２ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ モバイルネットＬＴＥ－Ｄ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ２（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ３（７ＧＢ）
モバイルネット ５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ２ （５０ＧＢ）（ＵＰ）	モバイルネット ５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ２ （５０ＧＢ）と同じ	モバイルネットＬＴＥ－Ｓ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２Ｂ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ３（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ４（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ（５０ＧＢ）

※１．上表のうち、移動無線機器のレンタル、インターネット接続、移動無線機器のハードウェア保守、ヘルプデスクは全てパッケージで提供され、機能毎の取捨選択はできないものとします。

（２）移動無線機器の種類と電気通信事業者

メニュー毎の利用端末及び提供元の電気通信事業者は以下となります

メニュー名	利用端末種別(SIM カード含む)	電気通信事業者
モバイルネット３Ｇ－Ｄ モバイルネット３Ｇ－Ｄ（２ＧＢ）	IIJﾓﾊﾞｲﾙ FS810WR	ＩＩＪ
モバイルネットＬＴＥ－Ｄ モバイルネットＬＴＥ－Ｄ（７ＧＢ）	IIJﾓﾊﾞｲﾙ NI-760S	
モバイルネットＬＴＥ－Ｄ２（７ＧＢ）	IIJﾓﾊﾞｲﾙ RX501NC	
モバイルネットＬＴＥ－Ｄ３（７ＧＢ）	IIJﾓﾊﾞｲﾙ MR04LN	
モバイルネットＬＴＥ－Ｄ４（１０ＧＢ）	IIJﾓﾊﾞｲﾙ MR05LN IIJﾓﾊﾞｲﾙ MR10LN	
モバイルネットＬＴＥ－Ｓ（７ＧＢ）	SoftBank 102HW for Biz	ソフトバンク
モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２Ｂ（７ＧＢ）	SoftBank 304ZT	
モバイルネットＬＴＥ－Ｓ３（７ＧＢ）	SoftBank Pocket-WiFi 602HW	
モバイルネットＬＴＥ－Ｓ４（５０ＧＢ）	SoftBank Pocket WiFi 809SH	
モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ（５０ＧＢ）	SoftBank Pocket WiFi 5G A201NE	
モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ２（５０ＧＢ）	SoftBank Pocket WiFi 5G A503SH	

※ なお、端末の製造メーカーの販売終了またはモデルチェンジ等により、同等機能を有する他の機種に変更となる場合があります。

（３）移動無線機器のレンタル

乙は、モバイルインターネット接続サービスの提供に必要な移動無線機器を別紙２の条件に従い甲にレンタルするものとします。

（４）インターネット接続

①乙は、モバイルメニューサービスの提供に必要なインターネットの接続アカウントを甲に提供するものとします。尚、メニュー毎に月間データ通信量の上限値を定めており、甲はデータ通信量の上限値以内で利用するものとします。

メニュー名	データ通信量の上限（１回線／月）
モバイルネット３Ｇ－Ｄ	500Mbyte
モバイルネット３Ｇ－Ｄ（２ＧＢ）	2Gbyte
モバイルネットＬＴＥ－Ｄ	1Gbyte
モバイルネットＬＴＥ－Ｄ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ２（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ３（７ＧＢ）	7Gbyte
モバイルネットＬＴＥ－Ｄ４（１０ＧＢ）	10Gbyte
モバイルネットＬＴＥ－Ｓ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２Ｂ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ３（７ＧＢ）	7Gbyte
モバイルネットＬＴＥ－Ｓ４（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ２（５０ＧＢ）	50GByte

② モバイルネット３Ｇ－Ｄ及びモバイルネット３Ｇ－Ｄ（２ＧＢ）は、甲が２ヶ月連続で月間データ通信量の上限値を超過した場合、乙は甲に対し通知します。そして、通知後も継続して月間データ通信量の上限値を超過する場合、乙は、当該回線についてサービスの利用を停止し、当該サービスにかかる契約は当然に終了するものとします。なお、当該契約の終了がサービス開始日から24か月を経過する前である場合、甲は乙に対して本別紙１．１（３）の解約金相当額を支払うものとします。

③ モバイルネットＬＴＥ－Ｄ、モバイルネットＬＴＥ－Ｄ（７ＧＢ）、モバイルネットＬＴＥ－Ｄ２（７ＧＢ）及びモバイルネットＬＴＥ－Ｄ３（７ＧＢ）、モバイルネットＬＴＥ－Ｄ４（１０ＧＢ）は、当月ご利用のデータ通信量が月間データ通信量の上限値を超過した場合、当月末まで通信速度が送受信最大２５６ｋｂｐｓになります。また、２５６ｋｂｐｓに制限された状態で直近３日間のデータ転送量が１ＧＢを超えた場合には、他の回線に比べ通信が遅くなる場合があります。

④ モバイルネットＬＴＥ－Ｓ（７ＧＢ）、モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２（７ＧＢ）、モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２Ｂ（７ＧＢ）、モバイルネットＬＴＥ－Ｓ３（７ＧＢ）、モバイルネットＬＴＥ－Ｓ４（５０ＧＢ）、モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ（５０ＧＢ）、モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ２（５０ＧＢ）は、当月ご利用のデータ通信量が月間データ通信量の上限値を超過した場合、当月末まで通信速度が送受信最大１２８ｋｂｐｓになります。また、月間データ通信量の上限値とは別にソフトバンクが定める一定期間に大量の通信をご利用された回線に対して、通信速度を制限する場合があります。

（５）移動無線機器のハードウェア保守

①乙は、移動無線機器の障害時に、ヘルプデスクによる障害の切り分けの結果に基づき、必要に応じて移動無線機器のセンドバックによる交換（ハードウェア保守）を実施します。なお、乙は、移動無線機器の交換を実施するに際して、交換前の機器と同じ機器での交換を保証するものではありません。

②甲は、移動無線機器に障害が発生した場合、乙指定のコール受付電話番号に連絡するものとします。

③移動無線機器の交換が必要な場合、移動無線機器の交換が完了するまで移動無線機器を利用したインターネット接続ができなくなることを甲は承諾するものとします。なお、移動無線機器の交換完了までに必要な日数は別途甲に通知されるものとしますが、乙は当該日数を保証するものではありません。

（６）ヘルプデスク

電話による障害切り分け及びＷｉ－Ｆｉ設定に関する問合せに対応します。尚、Ｗｉ－Ｆｉ設定に関する対応範囲は提供機器同梱の取扱説明書記載内容となります。移動無線機器本体の設定については対応できません。

３．オプションサービス

乙は、甲の申込に基づき、以下メニューのモバイル Ｗｉ－Ｆｉ設定サービスを別途有償で提供するものとします。

メニュー名	説明
モバイル 基本料金	訪問を必要とするオプションメニューと同時に必要になります。また、一拠点に対しての複数同時作業の場合、基本料金は１つとなります。
モバイル Wi－Fi 設定サービス	クライアント PC 又はｉＰａｄのＷｉ－Ｆｉ設定を実施する際に必要となります。なお、当該サービスは、本サービスを提供している拠点に限ります。また、設定台数は１台となります。

（１）モバイル Ｗｉ－Ｆｉ設定サービス

① 移動無線機器を利用して、インターネット接続する為のＷｉ－Ｆｉ設定を行います。（※１）

② 設定対象となる対応機種及び対応ＯＳは以下の通りとします。

	説明
対応機種	・IEEE802.11b/g/n/ac/ax のいずれかに準拠した無線 LAN インタフェースを搭載した PC/AT 互換機 ・WPA2/WPA3 をサポートしていること ・iPad
対応ＯＳ	■Ｗｉｎｄｏｗｓ ・Windows11 ・日本語版OSのみサポートしています。OSアップグレードからの動作は保証いたしかねます。また、64ビット版はWindows10、Windows11のみサポートしています。 ■ｉＯＳ４．２以降 ・日本語環境のみサポートしています。

※１　本サービスで提供した無線通信機器及び甲の所有する PC 又はｉＰａｄに内蔵された無線 LAN に限り、対応ＯＳ標準のＷｉ－Ｆｉ設定を行います。なお、無線 LAN の接続性を保証するものではありません。

2

４．契約変更メニュー

契約変更メニューとは、甲が既に契約している「モバイルネット３Ｇ－Ｄ」又は「モバイルネットＬＴＥ－Ｄ」の本サービスの内容を変更するために別途有償にて提供されるメニューをいいます。変更できる内容は、以下メニューとします。

メニュー名	説明
回線変更　モバイルネット３Ｇ－Ｄ（２ＧＢ）	メニューに応じたインターネット接続サービスで利用可能な月間データ通信量の上限値の変更処理を行います。
回線変更　モバイルネットＬＴＥ－Ｄ（７ＧＢ）	

（１）回線変更　モバイルネット３Ｇ－Ｄ（２ＧＢ）

「モバイルネット３Ｇ－Ｄ」から「モバイルネット３Ｇ－Ｄ（２ＧＢ）」に契約変更します。契約変更に伴い、利用料金および月間データ通信量の上限値が変更となり、それ以外の条件は変更されません。また、移動無線機器はご利用機器を継続利用となります。

（２）回線変更　モバイルネットＬＴＥ－Ｄ（７ＧＢ）

「モバイルネットＬＴＥ－Ｄ」から「モバイルネットＬＴＥ－Ｄ（７ＧＢ）」に契約変更します。契約変更に伴い、利用料金および月間データ通信量の上限値が変更となり、それ以外の条件は変更されません。また、移動無線機器はご利用機器を継続利用となります。

別紙２（レンタル条項）

1. 乙は、移動無線機器、ＳＩＭカード及び移動無線機器に同梱の付属品（以下このレンタル条項において総称して「レンタル物件」といいます。但し、「モバイルネットＬＴＥ－Ｓ（７ＧＢ)」、「モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２（７ＧＢ)」、「モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２Ｂ（７ＧＢ)」、「モバイルネットＬＴＥ－Ｓ３（７ＧＢ)」、モバイルネットＬＴＥ－Ｓ４（５０ＧＢ)、モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ（５０ＧＢ)、モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ２（５０ＧＢ）の場合、移動無線機器に同梱の付属品は、レンタル物件に含まれません。）を甲に対してレンタルするものとし、甲はそれを借り受けるものとします。
2. 前項の場合、メニュー毎のレンタル物件の所有者は以下の通りであり、乙の業務の一部を所有者、電気通信事業者又はその他のリコーグループ関連会社、電気通信事業者の関連会社が実施する場合があることを、甲は承諾するものとします。

メニュー名	所有者
モバイルネット３Ｇ－Ｄ モバイルネット３Ｇ－Ｄ（２ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ モバイルネットＬＴＥ－Ｄ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ２（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ３（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ４（１０ＧＢ）	ＩＩＪ
モバイルネットＬＴＥ－Ｓ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２Ｂ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ３（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ４（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ２（５０ＧＢ）	ソフトバンク

3. 第 1 項のレンタル期間の開始日及び終了日は、本サービス開始日及び終了日とし、甲からの解約の届出が無い場合、当該期間は毎月自動更新されるものとします。
4. 甲は、レンタル期間終了後、速やかにレンタル物件を乙の指定する送付先に返還するものとします。
5. 甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合を除き、次の行為をすることはできないものとします。
（１）レンタル物件を第三者に転貸したり、この契約に基づく甲の権利、地位を第三者に譲渡すること。
（２）レンタル物件について造作、加工等その他一切の原状変更したり、構成するプログラムの全部または一部を第三者に譲渡し、もしくはその再使用権を設定し、または複製し、第三者に使用させること。
6. 乙は、レンタル物件の所有者の表示、レンタル物件が乙からのレンタルに係るものであることの表示、またはレンタル物件の調整状況の表示等を目的とする標識（以下、標識といいます。）をレンタル物件に付加することができるものとし、甲は、乙の書面による承諾なく標識を汚損しまたはレンタル物件から取り外してはならないものとします。
7. 甲が第 3 項の期間にかかわらずレンタル物件のレンタルを解約する場合、本サービスも解約され、本サービスは当然に終了するものとします。

別紙３（インターネット接続条項）

１．インターネット接続の提供区域

インターネット接続の提供地域は、日本国内に限定します。

２．禁止事項

甲は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。

①違法、不当、公序良俗に反する態様においてインターネット接続を利用すること。

②乙又は乙のサービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用すること。

③乙のサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様においてインターネット接続を利用すること。

３．義務違反

甲が前条の（禁止事項）に違反した場合にあっては、乙は、甲に対してこれにより乙が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、甲がインターネット接続の利用に関して第三者に与えた損害につき乙が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

４．免責

乙は、甲がインターネット接続の利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとします。

５．利用の制限

①乙は、電気通信事業法第８条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、インターネット接続の利用を制限する措置をとることがあります。

②乙は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

６．利用の中止

①乙は、次に掲げる事由があるときは、インターネット接続の提供を中止することがあります。

(1) 乙の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき

(2) 乙が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

②乙は、インターネット接続の提供を中止するときは、甲に対し、前項(1)により中止する場合にあっては、その 14 日前までに、同項(2)により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

７．利用の停止等

①乙は、甲が次の各号に該当するときは、インターネット接続の提供を停止又は利用を制限することがあります。

(1) インターネット接続契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき

(2) 第２条（禁止事項）の規定に違反したとき

②乙は、前項の規定による措置を講ずるときは、甲に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

８．廃止

①乙は、乙の判断により、インターネット接続の全部又は一部を廃止することがあります。

②乙は、前項の規定によりインターネット接続の全部又は一部を廃止するときは、甲に対し、廃止する日の３ヶ月前までに、その旨を通知します。

９．解除

①乙は、次に掲げる事由があるときは、本サービス契約を解除することがあります。

(1)第７条（利用の停止等）①の規定により本サービスの利用が停止又は制限された場合において、甲が当該停止又は制限の日から２ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第１項第１号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。

(2) 第７条（利用の停止等）①の事由がある場合において、当該事由が乙の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

②乙は、前項の規定により本サービス契約を解除するときは、甲に対し、あらかじめその旨を通知します。

③第５条（利用の制限）又は第６条（利用の中止）①の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る本サービス契約の目的を達することができないと認めるときは、甲は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で乙に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が乙に到達した日にその効力を生じたものとします。

④第８条（サービスの廃止）①の規定により、本サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された本サービスに係る本サービス契約が解除されたものとします。

10．通信の秘密

①乙は、通信の秘密に係る甲の情報について、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第４条を遵守した取り扱いを行うものとします。

②前項にかかわらず、乙は、甲の同意がある場合、業務委託を行う際に必要がある等正当な業務行為である場合並び

に法令の定め（乙の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含む。）に基づいて許容される場合に限り、前項に定める通信の秘密を知得、利用（通信の安全性確保の観点から、通信記録を統計処理すること、及び、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上で公開することを含む。）、又は第三者に開示する場合があり、甲はあらかじめこれらについて同意するものとします。

③前項の規定は、営業秘密の取扱いについて準用するものとします。

④甲は、インターネット接続の利用に関し知り得た乙の技術情報、サービスの内容、その他乙が秘密である旨指定して甲に開示する場合の当該情報について、乙があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に開示してはならないものとします。

11. 電磁的方法による意思表示

乙及び甲間の書面の交付、通知、提出等は、乙が定める範囲内において、電磁的方法により行うことができるものとします。

12. ID 及びパスワード

①甲は、乙が甲に対し付与する ID 及びパスワードの管理責任を負うものとします。

②甲は、ID 又はパスワードを第三者に利用させてはいけません。

③甲は、ID 又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに乙にその旨を連絡するとともに、乙からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

13. IP アドレスの特定

①インターネット接続において使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

②インターネット接続において使用する IP アドレスは、乙が指定します。

③甲は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用してインターネット接続を利用することはできません。

14. 利用条件

①インターネット接続を利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。

②甲は、インターネット接続において乙から提供を受けた役務、移動無線機器、ＳＩＭカードその他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。

③インターネット接続の移動無線通信網に接続する端末設備は、乙が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。甲は、乙が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

15. 機器の選定

インターネット接続における乙の貸与する移動無線機器、ＳＩＭカードおよび移動無線機器に同梱の付属品（以下「移動無線機器等」といいます。）等は、甲による申込み数及びメニューに応じて、乙が選択して貸与するものとします。

16. 機器の管理

①甲は、乙が貸与する移動無線機器等につき、次の事項を遵守するものとします。

(1) 乙の承諾がある場合を除き、移動無線機器等の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他移動無線機器等としての通常の用途以外の使用をしないこと

(2) 乙の承諾がある場合を除き、移動無線機器等について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと

(3) 日本国外で移動無線機器等を使用しないこと

(4) 移動無線機器等を善良な管理者の注意をもって管理すること

②本サービスの契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他移動無線機器等を利用しなくなった場合には、甲は、移動無線機器等を契約終了日から４週間以内に乙の指定する送付先に返還するものとします。尚、返還時の配送料は甲が負担するものとする。

17. 故障が生じた場合の措置等

①甲は、移動無線機器等に故障が生じたときは、可及的速やかに乙が定める方法によりその旨を乙に通知すると供に当該移動無線機器等を乙が代替機を発送した日から４週間以内に乙の指定する送付先に返還するものとします。

②前項の返還があったときは、乙は、代替機の送付を行います。

③移動無線機器等の故障が甲の責によるものである場合には、甲は、乙に対し、第 22 条の一時費用に定める金額を支払うものとします。

18. 亡失品に関する措置

①甲は、移動無線機器等を亡失した場合は可及的速やかに乙が定める方法により乙に通知するものとし、乙は、当該通知があったときは代替機の送付を行います。

②乙は、亡失負担金として乙が発行する請求書により甲に請求するものとし、甲は、乙に対し亡失負担金を支払うものとします。

③亡失品は、甲の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により乙に対して返還又は送付された場合であっても乙に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

19. 未返却に関する措置

乙は、亡失品（第 16 条（機器の管理）第 2 項及び前条(故障が生じた場合の措置等)第 1 項に定める返還がなかった場合の費用について、事由の如何を問わず、未返却損害金として乙が発行する請求書により甲に請求するものとし、甲は、乙に対し未返却損害金を支払うものとします。

20．契約者確認

乙は、契約者確認（携帯音声通信事業者による甲等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）に基づく本人確認、その他乙が必要と認める事項の確認をいいます。以下この個別規程において同じとします。）を乙が定める方法により行うものとします。申込者若しくは甲が本人確認に応じない場合又は本人確認について甲において虚偽の申述等があった場合、乙は本サービスの利用の申込を拒絶するか、又は、即時にサービスの利用の停止若しくはサービスに係る本契約の解除を行うことができるものとします。

21．サービスの品質保証又は保証の限定

①インターネット接続は、電気通信事業者の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他電気通信事業者の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、乙は、当該場合において甲又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

②前項に定める事項のほか、インターネット接続は、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

22．機能の制限

①甲は、乙が指定する移動無線機器等以外の通信手段を用いたインターネット接続の利用、及び乙が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

②甲は、インターネット接続において、移動無線機器等を、音声通話及び 64k データ通信（テレビ電話を含みます。）の用途に供してはならないものとします。

③インターネット接続においては、本サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、甲の一定期間内の通信量が乙の定める基準を超過した場合において、乙が定める一定期間の間、甲に事前に通知することなく通信速度を制限する場合があります。

23．一時費用

①第 17 条（故障が生じた場合の措置等）第 3 項に基づく金額について、移動無線機器等の故障が自然故障に該当する場合（水没を除くものとする）にあっては 0 円、自然故障に該当しない場合(水没を含むものとする)にあっては一移動無線機器等につき端末保守手数料として、次に定める金額。

メニュー名	端末保守手数料
ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ ワイヤレスネット３Ｇ（バックアップ）－Ｄ	30,000 円
モバイルネット３Ｇ－Ｄ モバイルネット３Ｇ－Ｄ（２ＧＢ）	15,000 円
モバイルネットＬＴＥ－Ｄ モバイルネットＬＴＥ－Ｄ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ２（７ＧＢ）	21,500 円
モバイルネットＬＴＥ－Ｄ３（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ４（１０ＧＢ）	22,000 円
モバイルネットＬＴＥ－Ｓ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２Ｂ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ３（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ４（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ２（５０ＧＢ）	0 円

②第 18 条（亡失品に関する措置）第 2 項に基づく費用にあっては、一移動無線機器等につき移動無線機器等に係る亡失負担金として、次に定める金額。

メニュー名	亡失負担金
ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ ワイヤレスネット３Ｇ（バックアップ）－Ｄ	30,000 円
モバイルネット３Ｇ－Ｄ モバイルネット３Ｇ－Ｄ（２ＧＢ）	15,000 円

モバイルネットＬＴＥ－Ｄ モバイルネットＬＴＥ－Ｄ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ２（７ＧＢ）	21,500 円
モバイルネットＬＴＥ－Ｄ３（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ４（１０ＧＢ）	22,000 円
メニュー名	亡失負担金
モバイルネットＬＴＥ－Ｓ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２Ｂ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ３（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ４（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ２（５０ＧＢ）	20,000 円

（ｉ）SIM カードにあっては一 SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として、ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ、ワイヤレスネット３Ｇ（バックアップ）－Ｄ、モバイルネット３Ｇ－Ｄ、モバイルネットＬＴＥ－Ｄ、モバイルネットＬＴＥ－Ｄ（７ＧＢ）、モバイルネットＬＴＥ－Ｄ２（７ＧＢ）、モバイルネットＬＴＥ－Ｄ３（７ＧＢ）、モバイルネットＬＴＥ－Ｄ４（１０ＧＢ）は 2,500 円、モバイルネットＬＴＥ－Ｓ（７ＧＢ）、モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２（７ＧＢ）、モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２Ｂ（７ＧＢ）、モバイルネットＬＴＥ－Ｓ３（７ＧＢ）、モバイルネットＬＴＥ－Ｓ４（５０ＧＢ）、モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ（５０ＧＢ）、モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ２（５０ＧＢ）は 3,000 円。

③第 19 条（未返却に関する措置）に基づく費用にあっては、一移動無線機器等につき移動無線機器等に係る未返却損害金として、次に定める金額。

メニュー名	未返却損害金
ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ ワイヤレスネット３Ｇ（バックアップ）－Ｄ	30,000 円
モバイルネット３Ｇ－Ｄ モバイルネット３Ｇ－Ｄ（２ＧＢ）	15,000 円
モバイルネットＬＴＥ－Ｄ モバイルネットＬＴＥ－Ｄ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ２（７ＧＢ）	21,500 円
モバイルネットＬＴＥ－Ｄ３（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｄ４（１０ＧＢ）	22,000 円
モバイルネットＬＴＥ－Ｓ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ２Ｂ（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ３（７ＧＢ） モバイルネットＬＴＥ－Ｓ４（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ（５０ＧＢ） モバイルネット５Ｇ／ＬＴＥ－Ｓ２（５０ＧＢ）	40,000 円

以上